

柳井市少年少女発明クラブ協力会規約

(名 称)

- 1 本会は、柳井市少年少女発明クラブ協力会と称する。

(目 的)

- 2 本会は、子どもたちが柳井市少年少女発明クラブの目的達成のために行う各種活動を援助し、その発展を期することを目的とする。

(事 業)

- 3 本会は、前条の目的を達成するために次の事業を行う。

(1) 発明クラブの事業費を援助すること

(2) その他、発明クラブの目的達成に必要と認められること

(組 織)

- 4 本会は、本会の主旨に賛同される正会員並びに賛助会員で、年会費を納めた人をもって組織する。

(会 議)

- 5 本会の会議は、総会及び理事会とし、総会は毎年1回、また理事会は必要に応じて開催する。

(役 員)

- 6 本会に次の役員を置くものとする。

会長 1名

副会長 2名

理事 若干名

事務局長 1名

監査 1名

- 7 役員の選出は、総会において会員の中から選出し、任期は1年とし再任は妨げない。

(会計年度)

- 8 本会の会計年度は、毎年4月1日に始まって、翌年3月31日に終わるものとする。

(会 費)

- 9 本会の会費は、正会員は1年1口10,000円を原則とする。

(事務局)

- 10 本会の事務局は、柳井市教育委員会生涯学習・スポーツ推進課に置く。

(その他)

- 11 この規約に定められるもののほか、必要な事項は別に定める。

附 則

この規約は、昭和60年7月27日から施行する。

附 則

この規約は、平成4年7月9日から施行する。

附 則

この規約は、平成7年7月26日から施行する。

附 則

この規約は、平成9年4月1日から施行する。

附 則

この規約は、平成18年5月9日から施行する。

附 則

この規約は、平成24年4月1日から施行する。